令和４年度長岡市住宅リフォーム支援事業補助金

一般住宅リフォーム補助金交付申請書兼同意書

令和　　年　　月日

長岡市長　　様

（申請者）　　　（〒　　　－　　　　）

住所

(自署)

電話番号

申請者区分【住宅の □所有者　□所有者の( 配偶者 ・ 親 ・ 子 ) 】

(該当に☑及び○を付けてください)

次のとおり一般住宅リフォーム補助金の交付を申請し、裏面の承認事項に同意します。

（該当する□の中に☑を入れ、必要事項を記入してください。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請区分 | | □　一般住宅改修　　　□　併用住宅の店舗部分改修 | | | | | |
| 対象住宅 | | 所在地 | □　申請者住所と同じ（現在居住している住宅）  □　申請者住所と違う（居住予定の住宅）  　　長岡市（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | |
| 所有者 | 氏　名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | |
| 対象住宅の種別 | | □　専用住宅　　□　分譲マンションの専有部分  □　併用住宅［床面積：住居部分　　㎡　店舗部分　　㎡　合計 　　㎡］  　※現在は併用住宅として使用していない場合は専用住宅にチェックを入れてください | | | | | |
| 建築時期 | | 明治・大正・昭和・平成　　年 | | | |  | |
| 工事内容 | | ※パンフレットを参照し、該当する工事内容の番号を記入 | | | | | 都市政策課記入欄 |
| 工事箇所、工事仕様 | |  | | | | |  |
| 総工事費  （リフォームに係る全体の工事費） | | 円 | | | （税込） | |  |
|  | 補助対象工事費 | 円 | | | （税込） | |  |
| 交付申請額  （補助対象工事費の  1/5で5万円限度） | | ，０００ 円  (千円未満切捨て) | | |  | |  |
| 施工業者 | | 本社所在地 | | 長岡市 | | | |
| 名称又は氏名 | | （代表：　　　　　　　　 ） | | | |
| 電話番号 | | （担当者：　　　　　　　 ） | | | |
| 連絡担当者 | | □　施工業者　　□　申請者　　　□　代理人（　　　　　　　　）  　（電話番号：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ※申請内容について確認する場合があります。平日の日中に繋がる電話番号を記載  してください。 | | | | | |

（裏面に続く）

（裏）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 併用住宅の店舗部分改修を行う場合のみ記入 | | |
| 事業概要 | 店舗名（業種） | （業種：　　　　　　　） |
| 事業主 | （続柄：　　　　　　　）  ※申請者本人が事業を営んでいない場合に記入 |
| 事業開始年月 | 年　　　　月 |
|  | | |
| 承認事項欄 | | |
| 1． 交付決定後に契約・着工し、来年1月31日までに工事完了し実績報告をします。  2． 市内の補助対象住宅に現在居住しています（又は居住予定です）。  3． 市税を滞納していません。  4． 暴力団員又は暴力団関係者ではありません。  5． 暴力団の利益になる利用ではありません。  6． この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合がある事に同意します。  7． 本事業の申請に関する内容確認のため、住民登録状況及び納税状況、固定資産情報、他の制度の活用状況について、貴職において調査を行うことに同意します。  8． 本事業要綱の規定に違反した場合や虚偽の申請を行った場合は、交付決定の取消により、市長の求めに応じ、交付した補助金を返還することに同意します。 | | |
|  | | |
| 添付書類等 | ―――――　一般住宅改修、併用住宅の店舗部分改修共通　――――――  ○リフォーム工事見積書の写し（補助対象工事の詳細が分かる見積書  併用住宅の店舗部分改修の場合は、住居部分・店舗部分を分けて作成）  ○補助対象とする施工箇所が確認できる施工前写真  ○増改築・間取りの変更工事を行う場合は改修前後の平面図が必要  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（パンフレットP.2参照）  ――――― 併用住宅の店舗部分改修の場合に必要な書類 ――――――  ○事業を営んでいることを証明する書類（事業を既に営んでいる場合）  ・個人事業主：青色（白色）申告書の写し  ・法人：法人確定申告書の写し又は登記事項証明書の写し  ○住民票又は戸籍抄本（事業主が配偶者又は二親等以内の親族である場合） | |